

平成26年度予算概算要求時に政策アセスメントを実施した施策に係る事後検証

No	施策名	頁
1	国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の創設	1
2	都市機能立地支援事業の創設	6

平成29年度予算概算要求時に政策アセスメントを実施した施策に係る事後検証

No	施策名	頁
3	広域連携プロジェクト等の推進	11

※下記の施策は、概算要求時に政策アセスメント評価書を作成したが、政府予算案の編成を経て、予算額が1億円未満となったため、事後検証の作業は行っていない。

- ・「広域的地域間共助推進事業の創設」(平成25年度予算概算要求時に政策アセスメントを実施)  
(概算要求額:1,600百万円→予算額:95百万円)
- ・「みどりの防災・減災対策推進事業の創設」(平成26年度予算概算要求時に政策アセスメントを実施)  
(概算要求額:100百万円→予算額:57百万円)
- ・「モニタリング技術の開発・活用検討」(平成26年度予算概算要求時に政策アセスメントを実施)  
(概算要求額:30百万円→予算額21百万円)
- ・「現場施工の省力化・効率化に資するインフラ構造に係る技術研究開発の推進」(平成27年度予算概算要求時に政策アセスメントを実施)  
(概算要求額:35百万円→予算額:35百万円)

事後検証シート（政策アセスメント関係）

<p>施策等 (対象評価書)</p>	<p>国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の創設（平成26年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 17】）</p>	<p>担当 課長名</p>	<p>都市局 まちづくり推進課 課長 堤 洋介</p>
<p>施策等の概要 ・目的</p>	<p>国際企業及び高度外国人材を呼び込み、我が国の大都市の国際競争力の強化を図るため、特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に位置付けられた国際的な求心力を高める都市機能の整備及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の事業に対して補助を行う。</p> <p>（補助対象は、整備計画作成のための協議会開催費用、整備計画の検討に要する費用に加え、整備計画に基づくソフト・ハード事業である。ソフト事業は、生活・ビジネスに係る地域情報の外国語による外国企業及び外国人来訪者に対する発信（コンテンツ作成、Wi-Fi等環境整備）、地域の外国企業及び外国人来訪者の受入相談、シティセールスのための国内外でのプレゼンテーション・資料作成・出展及び地域のPRイベントをいい、ハード事業は、外国語情報版、外国語案内板及び国際競争力強化施設（外国語対応の医療・子育て支援・教育施設、国際会議場施設及び研究開発促進施設）をいう。）</p> <p>【平成26年度予算要求額：800百万円】 【平成26年度予算額：300百万円】          【平成27年度予算額：300百万円】          【平成28年度予算額：402百万円】          【平成29年度予算額：503百万円】          【平成30年度予算額：482百万円】</p>		
<p>政策目標・ 施策目標</p>	<p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進          施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p>		
<p>業績指標（目標値・ 目標年度）</p>	<p>—</p>		
<p>検証指標（目標値・ 目標年度）</p>	<p>特定都市再生緊急整備地域において、都市開発事業と一体となった国際的な求心力を高める都市機能の整備及びシティセールスの取組を記載した整備計画の数          目標年度：平成30年度          目標値：11計画</p>		

## <No.1>

<p>施策等の効果 の測定及び結果 (実際の有効性)</p>	<p>特定都市再生緊急整備地域において、都市開発事業と一体となった国際的な求心力を高める都市機能の整備及びシティセールスの取組を記載した整備計画の数は、支援事業を創設した当時、特定都市再生緊急整備地域が11地域であったため、地域毎に1つの計画を策定することとして、11計画を検証指標として設定した。これら11計画については目標に定めたとおり全て策定したが、加えて、特定都市再生緊急整備地域が2地域増加して13地域になったこと及び東京都心・臨海地域は5地区、大阪コスモスクエア駅周辺地域は2地区に分けて整備計画を策定することになったことに伴い、目標年度の平成30年度における計画策定数は18計画（13地域）となっており、目標を達成した。これは、整備計画等の作成に対する本施策の支援により、地域の自発的な取組が促進されたことによるものと考えられる。</p> <p>また、我が国の大都市の国際競争力の強化を図るという観点からは、国際企業の地域統括拠点数は、95社（平成25年度）から104社（平成29年度）へ増加し、高度外国人材（「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置」の制度における認定を受けた者をいう。）は699人（平成25年）から14,219人（平成30年）へ増加し、アジア大洋州5か国（日本、中国、韓国、シンガポール、オーストラリア）における国際会議開催シェアは25.3%（平成25年）から30.3%（平成30年）へ増加し、都市の国際競争力は強化されていると考えられる。</p>
<p>参考URL</p>	<p>なし</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	

【No. 17】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の創設		
担当課	都市局まちづくり推進課	担当課長名	課長 天河宏文
施策等の概要	<p>特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に位置付けられた国際的な求心力を高める都市機能の整備及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援する事業を創設する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：800百万円】</p>		
施策等の目的	国際的な求心力を高める都市機能の整備及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援することにより、低下が懸念される我が国の大都市の国際競争力の強化を図る。		
	政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進	
	施策目標	25 都市再生・地域再生を推進する	
	業績指標	-	
	検証指標	特定都市再生緊急整備地域において、都市開発事業と一体となった国際的な求心力を高める都市機能の整備及びシティセールスの取組を記載した整備計画の数	
	目標値	11	
	目標年度	平成30年度	
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b>          国際企業の地域統括拠点数、高度外国人材の増加率、国際会議開催シェア等について、我が国大都市のアジア等における存在感が低下している。</p> <p><b>ii 原因の分析</b>          アジア諸国・地域の経済的台頭で、日本が市場規模の魅力のみで国際企業を引きつける優位性は低下している。</p> <p><b>iii 課題の特定</b>          国際的ビジネス環境の優位性が低下しており、我が国都市の国際的な求心力が不足している。          また、我が国の都市機能の優位性を海外に積極的にアピールするシティセールスが不足している。</p>		

	<p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に位置づけられたソフト・ハード両面の以下の取組に対して総合的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際的な求心力を高める都市機能の整備 (国際会議用設備、外国語情報板・案内板、外国語情報発信等)</li> <li>・ シティセールス (国内ショールームの設置、海外でのプレゼンテーション等)</li> </ul>
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>大都市の競争力の強化は、我が国の経済成長を確実に実施するための喫緊の課題となっている。「日本再興戦略」においても「大都市の国際競争力を高めるため、先行的に「国家戦略特区」を活用して大胆な規制改革等を実施するとともに、大都市全体として取り組むべき外国人の生活機能のサポートやシティセールス等を推進する。」とされている。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>大都市の国際競争力を強化するためには、大規模ビルの所有者、管理者等の民間主体のみにより取組だけでは不十分であることから、ソフト・ハード両面にわたって行政が積極的に対応する必要がある。</p>
<p>国の関与</p>	<p>大都市の国際競争力は、我が国の社会経済に与える影響が大きいことから、民間や地方公共団体だけではなく、国も含めた関係者全てが連携することにより、より効果的な取組を促進する必要がある。</p>

<p>施策等の 効率性</p>	<p>対象施策を行わなかった場合、当該地方公共団体や当該地域に所在する民間事業者、大都市の国際競争力強化をゆだねることとなり、対策のための負担が地方公共団体や民間主体にとって課題となる可能性があるとともに、国際的見地を有する国の技術・知見等を十分に活かすことが出来なくなり、我が国の国際競争力が損なわれる恐れがある。</p>
<p>費用</p>	<p>予算措置：800百万円【平成26年度予算要求額】 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業</p>
<p>効果</p>	<p>我が国の大都市が、国際企業や高度外国人材にとって「世界で最もビジネスのしやすい都市」となり、国際的な求心力が高まる。</p>
<p>代替案との比較</p>	<p>概要 -</p> <p>費用 -</p> <p>効果 -</p> <p>比較 -</p>

施策等の 有効性	国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援するものであり、支援を通じて民間主体が中心となる都市再生緊急整備協議会等の自発的な取組を確実に促進することが可能であることから、有効であると言える。
その他特記 すべき事項	平成 3 1 年度に事後検証シートによる事後検証を実施。

事後検証シート（政策アセスメント関係）

<p>施策等 (対象評価書)</p>	<p>都市機能立地支援事業の創設 (平成26年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果(事前評価書)【No.18】)</p>	<p>担当 課長名</p>	<p>都市局 市街地整備課長 渡邊 浩司 住宅局 市街地建築課長 石坂 聡</p>
<p>施策等の概要 ・目的</p>	<p>人口密度の低下により都市の生活を支える機能の維持が困難となるおそれがあり、都市構造の再構築が必要な都市（三大都市圏域の政令市及び特別区を除く。）において、まちの拠点となるエリアに都市の生活を支える機能を有する施設（医療、福祉、子育て支援及び教育文化施設）の整備を行う民間事業者に対する補助を行うことにより、同エリアへの都市機能施設の立地を誘導し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図ることを目的とする。</p> <p>【平成26年度予算要求額：4,000百万円】 【平成26年度予算額：4,000百万円】 【平成27年度予算額：4,000百万円】 【平成28年度予算額：2,400百万円】 【平成29年度予算額：1,384百万円】 【平成30年度予算額：942百万円】</p>		
<p>政策目標・ 施策目標</p>	<p>7 都市再生・地域再生の推進 25 都市再生・地域再生を推進する</p>		
<p>業績指標（目標値・ 目標年度）</p>	<p>—</p>		
<p>検証指標（目標値・ 目標年度）</p>	<p>都市の生活を支える機能の立地数（目標値：200施設・目標年：平成30年度）</p>		
<p>施策等の効果 の測定及び結果 (実際の有効性)</p>	<p>本施策により、平成30年度末時点で、13市町村14地区において、17の誘導施設（都市居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設として、立地適正化計画に定められた医療、福祉、子育て支援及び教育文化施設をいう。）の整備に対して補助を行ったが、当初設定した目標値（200施設）に達しておらず、十分な効果が上がっていない。</p> <p>これは、市町村が把握している民間事業者による中心拠点区域等（連携生活拠点区域及び生活拠点区域を含む。）における誘導施設の整備見込みについて予算要求前に調査を行い、その後、事業主体である民間事業者が市町村又は都道府県が所有する土地・建物に誘導施設を整備する場合においてその土地・建物の譲渡・賃貸価格が減免されること又は自ら所有する土地に誘導施設を整備する場合において市町村の審査を経てその固定資産税又は都市計画税が減免されることを条件とすることを決めたため、正確な整備見込み件数が把握できていなかったことが要因と考えられる。</p>		

<NO.2>

	<p>また、都市機能誘導区域を設定した市町村うち、都市機能誘導区域内に誘導施設が整備され増加したのは、平成26年度以降平成30年度末までに54市町村ある一方、本施策を活用した市町村は12市町村（14施設）であり、他42市町村においても42施設以上の誘導施設の整備が進んだことから、本施策による支援を受けなくても、市町村毎の取組により比較的多数の誘導施設の整備が進んでいる状況にあり、本施策が目的達成のために有効なものであったかは分からない。（本施策を活用した13市町村のうち残りの1市は、都市機能誘導区域内の誘導施設数が増加していない。これは、同市は3施設を整備したが、都市機能誘導区域内にある他の既存の誘導施設が減少したためと考えられる。）</p> <p>なお、令和2年度からは、本施策の対象区域が中心拠点区域等に限定されていたことに伴い申請が不可能であった市町村においても都市機能誘導区域内の誘導施設整備が推進されるよう、施行地区を都市機能誘導区域全域に拡充する見直しを行う予定である。また、市町村と民間事業者との調整が円滑に進むよう、事業パンフレットの改善や地方での会議において事業制度の周知を行うなど、活用促進を図っている。</p>
参考URL	（国土交通省ホームページ 都市機能立地支援事業について） <a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html</a>
その他特記すべき事項	



【No. 18】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	都市機能立地支援事業の創設		
担当課	都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	担当課長名	課長 廣瀬 隆正 課長 杉藤 崇
施策等の概要	<p>都市構造の再構築が必要な都市において、まちの拠点となるエリアに、都市の生活を支える機能の整備を行う民間事業者に対して支援を実施する特別な予算制度を創設するもの。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：4,000百万円】</p> <p>なお、持続可能な都市構造への再構築に向けて都市機能の集約立地の推進のために、予算制度のほかに税制措置等を検討。</p>		
施策等の目的	<p>持続可能な都市構造への再構築のため、市街地を中心とした居住の集積や、まちの拠点となるエリアへの都市機能の集約立地に向け、民間活力を最大限に活用し、まちの拠点となるエリアへの都市機能整備を推進し、まちの活力の維持・増進（都市の再興）を図る。</p>		
政策目標	7. 都市再生・地域再生の推進		
施策目標	25 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	—		
検証指標	都市の生活を支える機能の立地数		
目標値	200施設		
目標年度	平成30年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>拡大した市街地において、人口減少や高齢化に伴い、一層、人口密度が低下することにより、各種都市機能（医療・福祉・商業・子育て支援等）の維持が困難となる。さらに、社会保障費や公共施設・インフラの維持更新費用の増大、住民税や固定資産税の減少により地方公共団体の財政が圧迫され、まちの立て直しに必要な財政支出を行うことが困難になるなど地域の活力が衰えていくと考えられる。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>地方都市においては、人口減少や高齢化が進行するとともにモータリゼーションの進展や地価が比較的安い郊外部との格差等により、市街地が拡大している。また、市街地では相続を契機に空き家化・空き店舗化が進展するとともに、駐車場等の低未利用地への転換が進むことにより、更に市街地の活力を失わせ、住民等を遠ざけるという負のスパイラルに陥っていると考えられる。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p>		

	<p>居住者が健康・快適なライフスタイルを送ることができ、持続可能な都市構造への再構築を図るためには、市街地における一定の居住集積が必要であることから、市街地を中心とした居住の集積とともに、これに必要な都市機能を集約立地させていく取組が求められているが、こうした都市機能の整備を担う民間事業者への支援が十分ではなかった。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等）をまちの拠点となるエリアに整備する民間事業者に対し、国から補助</p> <p>なお、上記の他、民間事業による都市機能の整備に対する税制措置として、まちの拠点となるエリアへの事業用資産の買換えに対する特例、都市機能の立地に必要な用地の確保を促進する特例を検討する。</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少や高齢化が進展する地方都市においては、民間の知恵や資金を活用しつつ、それぞれの地域戦略に基づき、コンパクト・シティやスマート・シティを実現</li> <li>・拡大する必要がある。</li> <li>・このため、中心市街地の活性化の推進に加え、集住や都市機能の集約立地を推進する必要があり、市町村が民間事業者による都市機能の立地の協力を効果的に働きかけることができる計画の仕組み、集約立地すべきエリア内に都市機能の移転を促進するような民間事業者向けの財政上の支援措置が必要となっている。</li> <li>・特に、支援措置や土地利用制度との組み合わせによる民間を活用した住居や生活機能のまちの拠点となるエリアへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築や市役所、学校跡地等の公的不動産の有効活用の推進などが求められている。</li> </ul>
<p>行政の関与</p>	<p>行政の関与なしでは、民間事業者による都市機能の整備による市街地の拡大を防止し、解消することはできず、都市構造の改変はこれまで土地利用制度や公共施設整備を担ってきた行政が中心になって民間事業者による都市機能の立地をまちの拠点となるエリアに誘導する支援措置を行う必要がある。</p>
<p>国の関与</p>	<p>人口減少や高齢化などの社会経済情勢の変化に応じた持続可能な都市構造への再構築については国家的な課題であり、国が関与すべき施策である。</p>

<p>施策等の 効率性</p>	<p>まちの拠点となるエリアに都市の生活を支える機能の整備を行う民間事業者に対して直接支援を行うことにより、持続可能な都市構造への再構築が可能となる。</p>
<p>費用</p>	<p>4, 000百万円（平成26年度予算要求額）</p> <p>都市構造の再構築が必要な都市において、まちの拠点となるエリアに、都市の生活を支える機能の整備を行う民間事業者に対する補助（直接補助）。</p>
<p>効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約立地を行うエリアを核として、集住の促進が図られる。</li> <li>・低・未利用地や既存ストックの有効活用等により、地方都市の既成市街地の活性化が図られる。</li> <li>・都市のコンパクト化により、持続可能な都市経営が図られる。</li> </ul>

		・民間事業者による都市機能整備の促進により、民間投資が誘発される。
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—
施策等の有効性	<p>本施策は、民間事業者への補助を通じて、まちの拠点となるエリアへの都市機能の整備を促進するものであり、人口減少や高齢化などの社会経済情勢の変化に応じた持続可能な都市構造への再構築を行うといった国家的な課題に対し、まちなかに都市機能を集約立地することにより、まちの活力の維持・増進（都市の再興）を図るものであることから、有効であると言える。</p>	
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）における「都市の競争力の向上」において、「地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組み合わせによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築や市役所、学校跡地等の公的不動産の有効活用の推進など民間主導による「身の丈にあった再整備」、来訪型の都市型産業の立地を促進することにより、都市構造のリノベーションを推進する。」と掲げられている。</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）における「特色を活かした地域づくり」において、「人口減少や高齢化が進展する地方都市においては、民間の知恵や資金を活用しつつ、それぞれの地域戦略に基づき、コンパクト・シティやスマート・シティを実現・拡大する」と掲げられている。</li> <li>・都市再構築戦略検討委員会（国土交通省都市局平成25年7月31日中間とりまとめ公表）において、今後の目指すべき都市構造である集約型の都市構造に向け、集住や都市機能の集約立地の推進の必要性、また、都市機能の集約立地に向けた戦略として、市町村が民間事業者に都市機能の立地の協力を効果的に働きかけることができる計画の仕組み、集約立地すべきエリア内に都市機能の移転を促進するような民間事業者向けの財政上の支援措置の必要性が述べられている。</li> <li>・平成31年度に事後検証シートによる事後検証を行う。</li> </ul>	

事後検証シート（政策アセスメント関係）

<p>施策等 (対象評価書)</p>	<p>広域連携プロジェクト等の推進 (平成29年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果(事前評価書)【No.9】)</p>	<p>担当 課長名</p>	<p>国土政策局 広域地方政策課 課長 伊藤 敬</p>
<p>施策等の概要 ・目的</p>	<p>広域的な地域の生産性やストック効果の最大化を図るため、国土形成計画（平成27年8月閣議決定）に基づき、広域ブロックごとにその特色に応じた施策展開を図り自立的に発展する圏域を形成するために作成する広域地方計画（平成28年3月国土交通大臣決定）において定められた広域連携プロジェクトの早急な具体化を促進する。</p> <p>そのため、地方整備局を通じ、プロジェクト毎に地元の関係団体によるプロジェクトの具体化に向けた取組方策の検討を支援するため、委託調査を実施する。調査実施の際に、広域地方計画協議会の下に設置する官民プロジェクトチームの役割分担の調整・明確化、目標やスケジュールの設定及び課題の検討といったプロジェクトの企画立案並びに個別企業や市民の意見集約・調整及びフィージビリティや試行といった各取組方策に関する地元の関係団体の検討に対する指導助言を行い、同プロジェクトチームの取組を側面支援する。</p> <p>【平成29年度予算要求額：240百万円】 【平成29年度予算額：115百万円】 【平成30年度予算額：106百万円】 【平成31年度予算額：81百万円】</p>		
<p>政策目標・ 施策目標</p>	<p>10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 37 総合的な国土形成を推進する</p>		
<p>業績指標（目標値・ 目標年度）</p>	<p>-</p>		
<p>検証指標（目標値・ 目標年度）</p>	<p>プロジェクトチームを立ち上げ、広域連携プロジェクトの推進に取り組む案件数 (目標値：10、目標年度：平成31年度)</p>		
<p>施策等の効果 の測定及び結果 (実際の有効性)</p>	<p>予算要求段階では地方整備局の広域地方計画推進室と関係団体等（地方公共団体、経済団体及び民間事業者をいう。）の間の調整において、調査費が高く実施が困難とされた案件についても、予算執行段階で広域地方計画推進室が精査を行った結果、1プロジェクト当たりの調査費の削減が可能となり、実施可能と判断されたことに伴い、令和元年度時点で当初の目標値を上回る13の広域連携プロジェクトを選定することができた。</p> <p>本調査では、全てのプロジェクトにおいて、広域地方計画推進室が関係団体等の検討を支援することにより、今後の取組方策が定まり、広域連携プロジェクトの早期具体化を促進した。しかし、広域連携プロジェクトの具体化の促進と地域の生産性やストック効果の最大化との関係については、それを測定する指標の設定と測定方法を明確化することが必要であったが、各プロジェクトが多様な関係者と施策を組み合わせで企画され、複数の都道府県にまたがる広域的な地域を対象としているという複雑な関係にあることから、プロジェクトの策定当初から指標の設定・測定が困難で評価で</p>		

### <No.3>

	きなかったため、本施策の実施が広域的な地域の生産性やストック効果の最大化という目的を達成するために有効なものであったかは分からない。なお、本事業は、令和元年度末をもって、立ち上げ支援として当初より予定していた3か年が経過したことから廃止する。
参考URL	(国土交通省ホームページ 国土形成計画(広域地方計画)について) <a href="http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk5_000029.html">http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk5_000029.html</a>
その他特記すべき事項	

【No. 9】

政策アセスメント評価書（個票）

<p>施策等</p>	<p>広域連携プロジェクト等の推進</p>	<p>担当 課長名</p>	<p>国土政策局 広域地方政策課 課長 中川雅章</p>
<p>施策等の概要・目的</p>	<p>広域的な地域の生産性を高め、日本経済の持続的な成長に貢献するため、平成28年3月に決定した国土形成計画（広域地方計画）に基づく広域連携プロジェクトを官民が連携し早急に具体化する。このため、広域地方計画協議会の下に官民のプロジェクトチームを設置し、ネットワーク整備等を踏まえた広域連携のポテンシャルと地域資源等を組み合わせた地域発の成長戦略（地図に落とした成長戦略）及びその実現に向けたソフト・ハード両面の具体的な施策について検討を行う。</p> <p>（予算関係）【予算額： 115百万円】</p>		
<p>政策目標・ 施策目標</p>	<p>10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 37 総合的な国土形成を推進する</p>		
<p>業績指標（目標値 ・目標年度）</p>	<p>—</p>		
<p>検証指標（目標値 ・目標年度）</p>	<p>プロジェクトチームを立ち上げ、広域連携プロジェクトの推進に取り組む案件数 （目標値：10、目標年度：平成31年度）</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>i 目標と現状のギャップ 広域連携プロジェクトは産官学金等の幅広い主体による参画のもと、ハード・ソフト両施策を一体的に展開することにより、プロジェクトの効果が最大限に発現されるものであるが、各主体間による調整が十分になされない場合においては、各々の取組による相乗効果が発揮されず、地域の経済成長に及ぼす効果が限定的となることが想定される。</p> <p>ii 原因の分析 広域連携プロジェクトを推進する各主体間の調整を行う仕組みが無い。</p> <p>iii 課題の特定 広域連携プロジェクトを推進するにあたり、複数主体間の調整を行うための具体的な仕組み、体制が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容 広域地方計画協議会の下に産学官金の幅広い主体からなるプロジェクトチームを設置し、プロジェクトの企画立案、民間主導のソフト施策の具体化、プロジェクトチームの自立に向けた側面的支援を図る。 なお、広域連携プロジェクトのうち、経済成長や生産性向上への貢献、インフラのストック効果の拡大、幅広い主体の参画等の観点において、熟度の高いものから早急に</p>		

	具体化する。
国の関与	<p>日本経済の成長に貢献するため、国土形成計画（広域地方計画）に示された「広域連携プロジェクト」を地域主導のもと、推進する必要がある。</p> <p>また、国の側面的な支援により、広域連携・官民連携のもと、産官学金の幅広い主体を巻き込み、プロジェクトを効率的・効果的に推進することが可能となる。</p>
施策等の効率性	<p>国の側面的関与により広域連携・官民連携のもと、地域主導の広域連携プロジェクトの具体化が加速されることによって、プロジェクトの実施により期待される効果が早期に発現され、広域的な地域の生産性やストック効果の最大化を図ることが可能となることから、経済成長に大きく寄与することが可能。</p>
代替案との比較	—
施策等の有効性	<p>本施策を通じて、広域的な地域の生産性やストック効果の最大化が図られ、広域ブロックにおける国土形成の推進に貢献する。</p>
参考URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk5_000029.html">http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk5_000029.html</a>
その他特記すべき事項	<p>○経済財政運営と改革の基本方針2016 第2章2.（4） ③（地域の活性化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連携プロジェクト等を通じ「対流促進型国土」の形成を目指す新たな「国土形成計画」等を推進し、各地域の独自の個性を活かした、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展の実現につなげていく。</li> </ul> <p>○平成31年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>